

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出について

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年5月31日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか44名

（自民党市議団，公明党市議団，
国民・みらい市議団，日本維新の会市議団，
無所属（大西），無所属（豊田），無所属（やまざ））

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長名

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に、障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らは約25,000人であり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人であると報告されている。

京都府下では、旧法に基づき不妊手術をしていた個人として13名が判明し、京都府は、この5月22日から「府優生保護相談ダイヤル」を設け、相談に応じている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって国におかれては、以下の事項を速やかに実施することを求める。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況の調査を行うこと。あわせて、個人の特定ができる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集することができるよう努めること。
- 3 旧法の改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。